

【KT-report 10/2】 「(宗) 月山神社」の正常化に向けた本会の取組み

私は、柴田和宜^{かずよし}会長体制下、平成 27 年度および平成 28 年度の 2 か年、本会の執行三役（副会長・総務部長）の職務執行を通し、本会と本神社との関係について、正常化へ向けて段階的な取組みを行って来ました。その一旦について総括的に整理して見ました。違憲状態を即座に解消出来なかったが、不正常と思われる実態を少しでも改善し、将来のあるべき姿（体制）へのソフトランディング（step by step）施策の実践という面から考察します。

1. 「吾が故郷は上桜田地区の寺社シリーズ」の発行

本神社は今は宗教法人であるが、今日までのこの地域における信仰性と同社の位置付けなどについて理解して貰うために、当地区にある六つの“お社・お堂”と共に図(表)－1 のとおりに回覧による紹介を行いました。「上桜田月山神社（1）」において、その冒頭に本神社は宗教法人であることを明記しました。

1 月	全体説明 上桜田月山神社（1）
2 月	上桜田月山神社（2）
3 月	太子殿
4 月	山の神社
5 月	地藏堂
6 月	熊野神社
7 月	八幡社
8 月	耕源寺（1）
9 月	耕源寺（2）
図(表)－1	

2. 例大祭お花代から本会会計への繰り入れ

（1）平成 27 年度後半に、町内会費の値下げについての論点を整理する過程で、助成金支給 4 団体との対話を行いました。引き下げ原資を捻出するための一方策として、助成金の削減の余地がないかを検討するための活動実態把握を行いました。子供会との対話・ヒアリング過程で浮上したのが、月山神社例大祭の子供神輿に絡む御花代（寄付金）の存在でありました。平成 27 年度の子供会の活動報告書（会計報告）によると、232,600 円（平年並みとのこと）ほどであり、全体の繰越金は 154,819 円（例年この程度）となっていました。

（2）例大祭の中心的行事となる子供神輿に焦点を当てて見ます。その制作に至った過程などについて【KT-report 10/5】に整理したが、近年の稼働実態を踏まえて、本会執行三役と子供会の三役が協議し、次の点で合意しました。

- 1＝例大祭当日は、子供神輿渡御に対し、隣組長以上の本会側役員も子供会関係者と「お札配り・お神酒進呈・お花代貰い、神輿引き・物品携行」について同伴・稼働し、交代で対応することにした。このために本会役員専用の祭り法被 10 着を購入しました。本会も子供神輿渡御に直接の労益提供を以て一定の役割を果たすことにしたのであります。
- 2＝平成 28 年度から、花代より 10 万円を町内会一般会計に戻しで繰り入れることにしました。これは例年の花代の半分弱で、この分を差し引いても、子供会側会計の繰越金について 5 万円ほどは確保出来きるとの見通しで一致しました。従前、年度初めに活動保険料の支払いがあったが、この当時は既に本会が加入する活動保険でカバー出来ていました。

助成金支給 4 団体に対する平成 28 年度から 30 年度までの決算の年度推移は図－2 のとおりです。花代の町内会への戻し入れを平成 28 年度から実施したというものの子供会への助成金は 27 年度と変わりません、これは、戻し処理ということで雑収入へ算入（計上）処理をしたからです。しかし、平成 29 年度・30 年度の山川体制は、戻し計上では無く、助成金の減額（平成 29 年度は 10 万円減、30 年度からは 5 万円の減）という計上を図ったのです。振り返って、この方法がより適切であると思っています。

項目	私の従事期間			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
消防団助成金	200,000	200,000	200,000	200,000
老人クラブ助成金	100,000	100,000	100,000	100,000
体育振興会助成金	80,000	80,000	80,000	80,000
子供会助成金	200,000	200,000	100,000	150,000
小計	580,000	580,000	480,000	530,000

図－2

3. 本会会計における正常化の取組み

(1) 神社積立金（貸借対照表の資産計上・資本的支出）の計上を抹消

この「神社積立金」は、「特別会計」として区分し、将来の建物の建て替えに備えたものでした。改めて考えるに、固定資産の面倒まで見ていたのです、これはひどいと思いました。私が調べた限りでは平成18年度には計上されており、図－3のとおり、平成27年度までは、一般会計に「神社積立金」に100千円を一旦計上し、そのまま特別会計の「上桜田 月山神社維持資金」に振り替え算入していました。

平成27年度 上桜田町内会 決算書

平成27/03/01～平成28/02/29

【支出の部】		a	b	b-a	
項	目	予 算	額 決 算	額 増 減	摘 要
会 議	費	90,000	46,700	▲ 43,300	三役会、執行役員会、会計監査等
総 会	費	80,000	53,453	▲ 26,547	平成26年度総会費
防 犯 灯	費	15,000	18,252	3,252	防犯灯修繕費及び新規設置費等
夏 祭 り	費	270,000	233,588	▲ 36,412	夏祭りビアガーデン費
神 社	費	143,000	157,604	14,604	村社祭典行事、防風テント設置作業費等
消 防 団 助 成 金		200,000	200,000	0	消防団への助成金
公 民 館 積 立 金		500,000	250,000	▲ 250,000	
神 社 積 立 金		100,000	100,000	0	
役 員 手 当		428,500	443,500	15,000	会長、副会長、部長、組長、監事、福祉協力員への手当

平成27年度 上桜田町内会 特別会計 収支決算報告書					
○ 上桜田 月山神社維持資金					
					(単位：円)
	項 目	決 算 額		摘 要	
収入の部	繰越金	384,406	平成26年度度より		
	同神社積立金	100,000	町内会一般会計より算入(28.2.24)		
	雑収入	55	J Aバンク滝山支店(貯金利息)		
	合計	484,461			
支出の部	――	0			

図－3

平成28年度は図－4のように、同積立金としての予算は計上しないことにしました。以降は、継続して貰い積立金としては1円も計上していません。

第3号議案 平成28年度 上桜田町内会 予算書（案）				
平成28/03/01～平成29/02/28				
【支出の部】		a	b	b - a
項 目	前年度決算額	予 算 額	増 減	摘 要
会 議 費	46,700	50,000	3,300	三役会、執行役員会、会計監査等
総 会 費	53,453	60,000	6,547	平成27年度総会費
福祉協力活動費	20,000	20,000	0	福祉協力(いきいきサロン)活動
神 社 費	157,604	150,000	▲ 7,604	村社祭典行事、防風テント設置作業費等
消防団助成金	200,000	200,000	0	消防団への助成金
公民館積立金	250,000	350,000	100,000	
神 社 積 立 金	100,000	0	▲ 100,000	町内会費減額対応の支出減
役 員 手 当	443,500	413,500	▲ 30,000	会長、副会長、部長、組長、監事、福祉協力員への手当

図－4

前記、違憲状態【KT－ report 07・09 】を踏まえれば、一般会計に計上している「神社費（損益計算書の費用計上・修繕費）」についても、本来はこれも抹消（廃止・非計上）すべきであり“問題あり”ではあるが、過度的措置として従前を踏襲しました。（個人的には不満）現行特別会計を一般会計に合算すべきとの意見もありました、しかし、一般会計に潜らせてしまうことになれば、これでは増々不正常な（悪化の）方向に向かうことになります。宗教法人の財産に係るものという基本からすれば、暫定・移行の措置としては、特別会計として置く方が“よしまし”であるとしました。つまり、敢えて『(宗) 月山神社』を露出させて置くという考え方です。

（２）本神社境内のモミの木伐採に係る神事への対応（記録していた議事録より）

2016（H28）年2月9日（火）午前中、柴田会長より緊急三役会議を招集され、公民館に参集し、次のような対応を図りました。

a. 経緯

柴田忠雄さんの奥様が月山神社境内のモミの木を伐採したい、となつて、イトウ建設に相談・依頼した。イトウ建設は滝本氏（本神社の代表責任役員、宮司）に神事の依頼をしたところ、滝本氏から柴田会長に電話があり、「月山神社には町内会が絡んでいるので町内会はどうするのか、立ち会って欲しい」旨の要請があった。そこで、執行三役の招集が呼び掛けられた。

b. 三役で確認した事項

- ・月山神社は宗教法人であり、神社本庁の包括下にあり、滝本光彦氏が代表役員、地元の三氏（志鎌忠雄氏・志鎌善一氏・船越庄次郎氏）が責任役員である。
- ・境内の財産は、宗教法人月山神社の資産であり、伐採の是非に町内会に係る事ではない。
- ・伐採と表裏一体の神事も宗教法人月山神社側の判断であり、町内会に係る事ではない。
- ・いずれにしても、今回の月山神社に係る何らかの行為は、宗教法人月山神社の問題であり、町内会に係る事ではない。
- ・危機管理意識として、伐採などに係る費用は、奥様が持つという話であるが、例えば、予想外に高額であったりすると、「町内会で少し負担してくれ」という話に拡大していく恐れが十分ある事を想定しなければならない。あったとしても関与しない。

c. 結末

- ・柴田会長が、滝本氏に電話し、上記の三役で確認した事項の概要を話したところ、『分かった』という事になり、町内会は一切係らなかった。
- ・結果して、宗教法人月山神社側で、図-5のとおり、2016（H28）年2月16日（火）月山神社境内のヒバを伐木した。



図-5

（3）本神社の運営に係る懇談会の開催
（記録していた議事録より）

本神社に係る運営全般について、本神社責任役員と
本会三役との間で、忌憚なく意見交換を行い、現状認識の共有化を図った。

- ✓ 1 開催日時／平成 28 年 6 月 18 日（土）9 時 30 分～11 時 30 分
- ✓ 2 開催場所／上桜田公民館
- ✓ 3 出席者
 - ・責任役員（滝本光彦氏＝本神社代表責任役員・宮司、船越庄次郎氏、志鎌善一氏）
志鎌忠雄氏の奥様には、数日前に私が対面し、趣旨を説明、日程を記述した書面を配布してはいたが、失念していたということで欠席した。（夫介護の家庭事情を考慮し当日の催促はしなかった。）
 - ・町内会三役（柴田和宜会長、柴田宗看副会長、大沼香副会長）
- ✓ 4 懇談内容
 - 多面的に意見交換し、話題となった、確認した主な項目は次のとおり。
 - 本神社の組織は宗教法人であることを確認した。
 - 土地建物の固定資産（財産）は宗教法人月山神社のものであること、町内会のものではないことを確認した。
 - 滝本氏からの話を整理する。
 - ・昭和 27 年 10 月 1 日／宗教法人月山神社を設立（神社本庁承認）した。
 - ・昭和 35 年 4 月 25 日／宗教法人月山神社が登記成立した。
 - ・昭和 56 年 2 月 23 日／贈与契約・所有権移転が成立した。（志鎌忠雄氏→宗教法人月山神社）
 - 地元の責任役員は、例大祭を主導するなど相応しい責任を以って貰いたい。（滝本氏）
 - 例大祭は、滝本宮司（本神社代表役員）のお膝元である「宗教法人 成沢八幡神社」や「宗教法人 南原町熊野神社」の例に倣う事が正常である。
 - 経緯があったにせよ志鎌忠雄さんの貢献に感謝し、永久資格として「社守」という名称を与えた方が良い。
 - お賽銭の取り扱いは今後の課題にすることを確認した。
 - その他
- ✓ 5 決めた事
 - 月山神社境内の西側の段差からの転落防止を図る安全対策を実施することとした。

✓ 6 所感

- ・町内会三役と宗教法人月山神社責任役員との公式な会合は、初めての事であり（はず）、縛りなく、平らかに議論したことは大きな意義があった。
- ・現状を鑑みるに、本会は、法的には任意団体に過ぎず、強制加入団体でもない、もちろん行政の下部組織でもない。しかし、実質的には、国家や地方自治体に類似する高度な公共性を持つ団体であると言わざるをえない、と評価されている中で、本会の現状の宗教法人直営（丸抱え）は問題である、ことを再認識した。
- ・現状はねじれており、したがって、改善する必要があるが、現在の志鎌忠雄氏との関連もあり、性急にバツサリとは行かず、広く本会会員に現状を啓発していく必要性がある。
- ・同社は、宗教法人であること、依って、土地建物の固定資産（財産）は宗教法人月山神社のものであることの認識を共有した事は、改善に向けた大きな一歩となった。
- ・今後も同様の懇談会は必要である。

○安全ロープの設置

私が執行三役に就いた平成 27・28 年度の通常総会において、本神社に係る問題意識について口頭で触れて来ました。また、定期回覧「吾が故郷は上桜田地区の寺社シリーズ No 1『上桜田 月山神社（1）』」においても宗教法人であることを触れて来ました。しかし、問題意識はあったものの、この問題の重大な深刻さに気付かず、この問題を単独に、かつ積極的に取り上げて周知して来なかったことについて大いに反省しています。バツサリ決断すべきであったが

=====

この柴田体制下 2 年間に於いて、違憲状態解消に向けて一つ一つずつ前に進めて行く必要がある思い、改善の初動を記録することが出来ました。最善を尽くし努力したつもりですが、まだまだ不十分という思いが残りました。今後の活発な議論のきっかけになれば幸いです。

(end)